

仲 裁 要 請 書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年 月 日 国税庁長官 殿	要請人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連 単	法人名又は氏名	
		法人番号又は個人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	結 体	納 税 地	〒 ー (局 署)
	親 法	(フリガナ)	
	法 人 人	法人の代表者氏名	
		(フリガナ)	
		責任者氏名	(役職名) 電話 () ー (内線)
相 互 協 議 申 立 書 提 出 年 月 日		年 月 日	

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連 結 子 法 人	(フリガナ)	
	法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ー (局 署)
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
責任者氏名	(役職名) 電話 () ー	

相互協議の相手国等

国 外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲 裁 の 要 請 の 対 象 事 項 及 び 年 度 (年 分)

仲 裁 の 要 請 は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明)	

仲 裁 の 要 請 の 対 象 と な る 所 得 金 額 等

対象となる課税年度 (年分)	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
年月日～年月日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況

不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は提訴の日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	年月日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	年月日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものはありません。

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)		代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号	備考		

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。

なお、仲裁の要請は、相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間を経過した日以後に行うことができます。相互協議の開始の日については、国税庁相互協議室から連絡します。

（注）「相互協議の開始の日」とは、租税条約の規定に基づき申し立てられた事案について、我が国の権限ある当局から相手国等の権限ある当局に対して提示した日又は相手国等の権限ある当局から我が国の権限ある当局に対して提示があった日をいいます。

3 各欄の記載は次によります。

（1）「要請法人」欄は、要請者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人にかかる要請者は「連結親法人」となります。

（2）「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。

（3）「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。

（4）仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。

「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下のとおりとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人	連結親法人	記載不要
連結子法人		要記載

（5）「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税等に係るものである場合に当該移転価格課税等に係る国外関連者又は相手国等に有する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

（6）「仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）として該当するいずれかの口欄にレ印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度（年分）に関する説明を記載してください（本欄については英訳文も併記してください）。

（7）「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(原)」と表示してください。

（注）この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

（8）「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載します。

なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。

また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含みます。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれレ印を記載してください。

（9）この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。

（注）「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

4 国税庁相互協議室への連絡

（1）この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

（2）この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。